

平成 19 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社
(コード番号 3843: 東証 マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町 3 番 6 号
代 表 者 代表取締役社長 石田 宏樹
問 合 せ 先 代表取締役副社長 田中 伸明
電 話 番 号 03-5459-0522 (代 表)
(URL <http://www.freebit.com/>)

第三者割当による新株予約権の払込完了に関するお知らせ

平成19年12月10日開催の当社取締役会において決議しました大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする新株予約権の発行について、本日、発行価額の全額の払込が完了しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の第三者割当による新株予約権発行の詳細につきましては、平成19年12月10日付当社開示資料「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ(行使価額修正条項付)～新中期経営計画「SiLK VISION 2010 ver. 2.0」実現に向けた資金調達～」、同日付「第4回新株予約権発行に関する補足説明資料」をご参照ください。

記

新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称 フリービット株式会社第4回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 450 個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり 52,780 円
(本新株予約権の払込総額 23,751,000 円)
4. 払込期日 平成 19 年 12 月 28 日
5. 新株予約権の割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 4,500 株とする(本新株予約権 1 個あたり 10 株)但し、割当株式数が調整される場合には調整されるものとする
7. 新株予約権行使時の払込金額 当初 463,100 円
(以下、「行使価額という」)
8. 行使価額の修正
 - (1) 平成 20 年 1 月 4 日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の 3 連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される
 - (2) 前号にかかわらず、当社は、当社取締役会が、資金調達のために必要と認めて、次号に従って行使価額が修正される旨を決議した場合には、かかる決議の日(以下「修正開始日」という。)に本新株予約権者に対してその旨および修正開始日(以下に定義する。)を通知したうえで、かかる決議の翌営業日(以下「修正開始日」という。)以降、

次号に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。修正開始日は、平成 20 年 1 月 4 日以降に到来する日とする

- (3) 修正開始日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）に修正される
- (4) 前号にかかわらず、平成 21 年 12 月 5 日以降、行使価額は、本項第（1）号に定める修正後行使価額に修正される
- (5) 本項第（1）号乃至第（4）号にかかわらず、本新株予約権の全部が取得される場合、かかる取得のための公告または通知がなされた日のいずれか早い日の翌々営業日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の 105%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）に修正される
- (6) 本項第（1）号、第（3）号および前号に定める修正後の行使価額の算出において、（i）時価算定期間内に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定期間内の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとし、（ii）かかる算出の結果得られた金額が 179,500 円（以下「下限行使価額」という。ただし、行使価額の調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする

9. 新株予約権の行使期間

平成 20 年 1 月 4 日から平成 22 年 1 月 7 日まで

以上